

再び2・26事件について

杉山 和男 *kazuo Sugiyama*

(財)国際貿易投資研究所 理事長

■前回、2・26事件についての私自身の幼少の頃の見聞を書いたが、あれは事件のどんな断面だったかを少し正確に知りたく、改めてこの事件を取上げた出版物を通読、再読してみた。著名な松本清張の「昭和史発掘」をはじめ夥しい数の体験論や解説書があるが、ここ1~2年の間にも、渡部昇一「昭和史(松本清張と私)」、松本健一「評伝北一輝」などが出版されている他、立花隆の大作「天皇と東大」の中でもこの事件には大きなスペースが当てられており、(注1)今日でもこの事件に大きな関心が持たれていることを認識した。思うに肅軍への好機ともなり得たこの事件が、逆に大日本帝国の性格を変容する転機となり、帝国滅亡の最終段階のはじまりとなったからであろう。

■まずこの事件について余り御存知ない若い世代の方々に事件の概要を知って頂くため、私が最も優れた日本現代史と思っている中村隆英著「昭和史1」の一節を引用させて頂く。(注2)

「満州事変以後陸軍の勢力が台頭し、5・15事件により政党内閣が崩壊して挙国一致内閣といわれる斎藤、岡田の両内閣が政権を担当してきた。ところが、2・26事件により斎藤は暗殺され、岡田は政治的生命を失った。犠牲者の中には犬養内閣以来財政を担当し、陸軍の要求を抑えてきた高橋蔵相が加わっていた。高橋に代わる声望をもつ財政担当者はもはやその時期に

においては見出しがたかった。斉藤、岡田の2人の海軍大將が政権についたのは元老西園寺公望によって、国内においては陸軍の要求をある程度受け入れても破綻をもたらさない方針を守り、国際環境についても見識があり英米関係を良好に保っていくことのできる人物と目されたからである。」

「2・26事件は天皇や西園寺のたのみとする人物を一掃してしまった。」「天皇機関説事件、帝人事件等によってじりじり後退してきた親英米派は、凋落を余儀なくされた。陸軍に対抗しうる政治的努力はもはや存在しない。」

■本稿では以上掲げたような本を通読した後の私の感想を簡単に記することとし、まず事件の主役について述べることにしたい。

(1)「青年将校達」彼等は「昭和維新断行」のため蹶起したという。厳しい対外危機意識や左翼勢力拡大への憂慮が基本にあり、具体的には彼等が直接生命を預かっている兵士、特に農村出身兵の家庭の貧困が極まっているのに（後顧の憂をもって戦えるか）これに対応しようとしぬい政党、官僚、財閥、一部軍上層部等の「君側の奸」を排除し、「天皇の眞姿顕現」「尊王討奸」の旗印の下に天皇の眞価を發揮できる強力な軍主導内閣の樹立を図ろうとしたものといえよう。

そして、直接的には5・15事件や相沢事件などの被告に対する世論の同情にも触発され、又彼等の所属する第一師団の満州移駐決定（昭和11年3月の予定）にもせきたてられた形で暴発することとなったのであろう。

彼等の行動を追ってみて先ず驚かされるのは、そのクーデター計画の杜撰さである。一応は事前に眞崎大將、川島陸相、山下奉文調査部長等から蹶起後直ちに弾圧する意思のなさそう

だという感触は得たというが、岡田首相をはじめ数名の要人を襲撃して倒閣の目的だけは果たすが、後継首班については希望として眞崎大将、柳川中将(台湾軍司令官)の名を挙げる位で、軍首脳とも中堅幹部とも事前連絡は皆無であり、(これを聞き北一輝は計画不成功を予言したという。)又26日の行動でも、最も重要な天皇＝宮中側近の取込みに殆ど何もしていなかった。

彼等は軍令の根拠となる天皇の統帥権を下級将校が勝手に侵犯することも「正義」のためなら許されると考え、又国際問題や経済問題についての自分達の無知にも全く気付かず、すべての失政が君側の奸の誤りにありとし、自分達青年将校や一部軍主脳のみが手の汚れていない愛国者だと思い込み、正規軍を使って無防備の官邸、私邸で残虐な殺人行為に走った心情は、「血氣」にのみはやり、「唯我独尊」「軽卒無知」「思い上がり」の極みだったという他ない。

右翼思想の影響等あったとはいえ、多数の青年将校がかかる行動に出たこと、そしてその背後に更に多数の同調者がいたことを思えば、幼年学校、士官学校、配属部隊等における若手将校の思想教育自体にも大きな問題があったと思う。(注3)

彼等は「陸軍大臣告示」でその真意が天聴に達せられたとされ、又戒厳令下正規軍の一部に組み込まれる等の措置で一度はだまされて事成れりと喜ばされた後、原隊復帰という勅令に違反したと討伐の対象となり、形ばかりの特別軍法会議で逆賊として銃殺された。欺いた軍上層部に対し、更に一部は天皇自身に対しても万斛の恨みを抱き代々木刑場の露と消えた。

(2)「天皇の行動」この史劇のもう一方の主役、というより最高の主役を演じたのは昭和天皇だった。天皇のこの事件に対する

見解は終始一貫して変わらず、すでに当初第一報に接した時から、「狂暴な将校達」を速やかに討伐せよということだった。

(一木枢密院議長、湯浅宮内大臣、木戸内府秘書官にしっかり支えられていたともいわれる。)当初叛乱軍将校に同情的だった伏見宮海軍々令部長や川島陸相、本庄侍従武官長等も天皇の激怒に忽ち意見を変え、特に伏見宮に宮中まで随行し、あわよくば青年将校の担ぎ出しに応じ政権を担当することも考えたらしい眞崎大将など、一転して保身と弁明に走り出した。

側近の重臣達を暗殺された天皇の怒りは、28日には「(進展がなければ)朕自ら近衛師団を率いて現地に臨まん」との発言や、青年将校自決のための勅使派遣の陳情に対する「死にたければ勝手に死ね」との言葉に強く示された。

明治憲法上の立憲君主として補弼の任に当たる者に裁可のみ与え自己の意志を表さぬことに極力努めてきた昭和天皇が、例外的に意思表示を行ったのは、昭和20年8月鈴木貫太郎首相が終戦の決を求めた時とこの2・26事件の時と生涯在位中2回だけだったといわれる。現人神たる天皇の眞姿を仰ぐため君側の奸を屠った青年将校たちが、珍しくも自分の意志を表示した天皇により直ちに逆徒と決めつけられ何もできなかったことは誠に大きな悲喜劇であったといえるが、遲疑逡巡する陸軍主脳達と対照的に一貫してブレをみせなかった天皇の意志が事件早期解決の根本要因であった。

なお、青年将校達に親しかった皇弟秩父宮の青森からの上京に将校たちは狂喜したが、宮は天皇との懇談の後「青年将校は自決せよ」との天皇への忠誠心を示す言葉のみ残して離京したという。

(3)「陸軍主脳」陸軍上層部には、予期せぬ首都中心での叛乱に

対し、(平素軍律厳しいことを誇りながらかような大叛乱計画を予知できなかったのも誠にだらしがないが、) 事件勃発直後はあわよくば陸軍主導内閣実現のチャンスとしようと考えた人々がいたようだが、天皇の逆鱗に触れた事が判りたちまち事態の早期收拾に転じた。とはいえ、青年将校達への同情もあり皇軍相撃回避の要請もあって、具体的対処方針は右往左往した。

たとえば叛乱部隊の呼び方も、当初は「行動部隊」、「占拠部隊」と呼び、戒厳令下でも正規の「戒厳令部隊」に編入、その後勅令違反を理由に一転して「叛乱部隊」と呼ぶに至った。国賊として討伐することに決するまで丸3日を要した対処ぶりは、不測の事態に動転し、姑息な手段を弄し醜態を演じたという他ない。特に眞崎大将の行動などは、後日軍法会議で無罪となったものの、青年将校達の最高の期待の星とされながら、天皇の真意を知った後は、彼等を保護するわけでもなくさりとて正面から鎮圧を主張することもなく責任回避に終始し、その行動を見ると青年将校達は頼るべからざる人に虚像を持ち頼ったという感を免れない。(注4)

これに対し、中堅幹部にも青年将校のシンパは多勢いたようだが、自分達の統帥系列を勝手に無視された石原莞爾大佐等は参謀本部の方針として討伐を変えなかったし、(杉山参謀次長が代弁) また海軍も鈴木、斉藤、岡田といずれも海軍を代表する大将達が狙われたこともあってか、迅速に一貫した行動をとった。

(4) 最後に事件に巻き込まれた「犠牲者達」がいる。暗殺された斉藤内大臣、高橋蔵相、渡辺教育総監、松尾首相秘書官の他護衛巡査5名などが機銃部隊を含む正規軍から突然の襲撃の直接の対象となったのだが、突然早朝の非常呼集により襲撃に

連れ出された下士官、兵もまた犠牲者だった。特に兵の大部分は前年 12 月ないしこの年の 1 月、徴兵入営したばかりの新兵であり、当時多くの父兄が、子弟たちが知らぬ間に国賊扱いされることを非難し、出身連隊に押しかけたという。彼等は殆どが軍法会議では無罪とされたが、皆満州に派遣され、大陸の戦闘で再び母国に帰らぬ者が多かったという。

また北一輝のごとき民間人も特設軍法会議で裁かれ死刑とされた。北は「日本改造法案大綱」などで迫力ある国家社会主義思想を述べることにより青年将校達に思想的影響を及ぼしたことは確かであるし、又直前に事件の予告を受けたようだが、直接計画決定に参加したわけでもなく、実行行為に加わったのでもない。しかるに判決文では、「皇軍を外から利用し国家革新の具とした。このため青年将校に近接してその急進矯激な思想を注入した。」とされた。要するに事件の首魁は彼等民間思想家で軍ではない。純真な青年将校達は彼等に踊らされたのだといい、軍の責任回避のための犠牲とされたのだ。他に民間人としては西田税、水上源一、渋川善助の 3 人がいる。

■最後に日本の近現代史におけるこの事件の意義を(冒頭に引用した中村隆英氏の論で概ねつくされているのだが)もう一度考えてこの稿を終わることとしたい。

明治維新により誕生した近代日本を正式に立憲君主国家とした大日本帝国憲法が発布されたのは明治 22 年(1889 年)であり、軍人勅諭や教育勅語により補完された独特の理念をもつこの帝国が崩壊し、現行日本国憲法が施行されたのが昭和 22 年(1947 年)であるから、この国が法的に帝国として存在したのは 58 年間だったのだが、昭和 11 年(1936 年)の 2・26 事件は、この帝国が極端な神権的天皇制国家、軍国主義的国家

に突き進んだ最後の10年の始まりだったといえよう。陸軍は軍の自粛と称しつつ、皇道派を一掃して一体化を強化し政権の本格的支配に乗り出し、事件直後から閣僚人事に介入、またかつて山本権兵衛が折角廃止した軍部大臣現役制を復活して内閣成立に拒否権を持つに至った。第二次大戦への突入、帝国滅亡への分岐点を通じたともいえよう。

またこの事件はその後日本各界のリーダー達に陸軍の組織的暴力に対する脅威ないし危惧を抱かせたといえよう。昭和天皇ですらその「独白録」に対米開戦の決定について、「私は立憲国の君主として政府と統帥部の一致した意見は認めねばならぬ。もし認めなければ大きなクーデターが起こり却って滅茶苦茶な戦争になるだろうと思った。」と書いているが、その時天皇の脳裏にはあの2・26の惨事が思い浮かんでいたものと私は想像する。

- ところで今や、何の議論も許されず明治憲法に代わってGHQから押し付けられた現行憲法の改正について漸く取上げられる状況となり、自衛軍の在り方や若者の教育の理念について議論できるようになったことは、日本もやっと独立国といえる状態に復帰しつつあると感じさせる。このような時期に2・26事件を回顧すると、今後の国軍の幹部の教育の在り方という難問に直面する。即ち、外敵に対し国民を守るためには生命を捧げる義務の重さを認識させると同時に、いかなる場合にも絶対にシビリアンコントロールに服する覚悟を持つ将士をどのような教育によって我が国は保有できるのかという問題である。真剣な議論が開始されるべきであると思う。

-
- (注1) 学会等の反応はあまり大きくなかったようだが、本書では東大の河合栄治郎と矢内原忠雄の両教授が堂々たる勇気ある事件批判を行ったことが述べられている。
- (注2) 中村隆英著「昭和史 I」（東洋経済新報社刊）198 頁
- (注3) 一例として旧陸軍の知性派を代表するともいえる瀬島竜三氏ですらその回想録「幾山河」において（産経新聞社刊 38 頁）「兵の教育を通じ、あまりにもこの世は貧富の差が大きく政治の倫理もない。どこか間違っているのではないかと感じた。」「後の 2・26 事件に同期生が何人か参加したのも、当時の情勢から考えれば理解できないことではなかった。」と述べている。
- (注4) 眞崎大将は事件の教唆、幫助の疑いにより 1 年 3 ヶ月収監され特別軍法会議に付された。判決文では自分の教育総監解任を統帥権干犯と騒ぎ立てたこと、26 日朝陸相官邸に現れ青年将校に「お前達の精神はよおく判っている」と述べたこと、その他精神的金銭的に彼等を支援した事実等が挙げられているのに、意外なことに判決の結論は「これ等が叛乱者側を利するの意志より出でたる行為とする証拠十分ならざるにより無罪とする」となっている。

史上空前の現役陸軍大将の犯罪者を出したくないという寺内陸相等の指揮する政治裁判だったこと、皇道派に同情的な近衛文麿等の動きがあったこと、日支事変の勃発等が考えられるが、田崎末松著「評伝眞崎甚三郎」では、「この判決文は『よく調べましたがこの辺で打ち切らせて下さい』という天皇への弁明書だ。」としている。

しかし、事件後及び裁判中の軍人らしからざる言動や、爾後一切の反省の弁もなく、逆に政敵への憎悪の念を抱き続けたことは眞崎の人的欠陥と示すものではなかったろうか。